

令和4年度 会派調査研究報告書

(視察先1か所につき1枚)

会派名	葎真クラブ	
出席者	田原一孝・一木長博・宮川文憲・浅川裕康・内藤正之・小沢栄一・木内吉英	
事業名	ごみ処理施設整備基本構想について	
事業区分	①研究研修	②調査

1. 葎崎市での課題と研修・調査の目的

本市を含む11市町で構成される「山梨西部広域環境組合」において、令和13年度までに供用開始を予定している「新ごみ処理施設」の概要説明を受け、建設予定地の視察を行い、今後の調査・研究の参考にしたい。

2. 実施概要

実施日時	令和4年10月31日(月) 10:00~12:00
視察先	山梨西部広域環境組合
担当部局	山梨西部広域環境組合事務局

報告内容

1・事業概要

現在、葎崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町及び昭和田(以下、「構成市町」という。)は、それぞれ峡北広域行政事務組合、中巨摩地区広域事務組合及び峡南衛生組合の各施設において、ごみの処理、処分に係る事務を行っている。

構成市町において協議、検討した結果、「新たに整備するごみ処理施設を1施設に集約し、共同してごみ処理を行うとともに、新たに整備するごみ処理施設による共同処理は、令和13年4月1日までに開始すること」に合意した。

本構想は、新たなごみ処理施設(ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設)の整備について、長期的かつ総合的な視点に立ち、広域処理に係るごみ処理の発生から最終処分に至るまでの基本的な事項の方向性を定めることを目的とする。

2・基本方針

今回の施設整備の基本方針は、国の廃棄物処理施設整備計画などを踏まえ、持続可能な循環型社会形成の確立を目指すため、5つの基本方針を示す。

- ◆ごみを安全かつ安定的に処理できる施設
- ◆適切な環境保全対策を講じた施設
- ◆エネルギーの有効利用と資源循環に優れた施設
- ◆経済性に優れた施設
- ◆地域住民に関われた施設

3・新ごみ処理施設の施設規模

◆ごみ焼却施設

新ごみ焼却施設の施設規模は、以下に示すように、361t/日を想定している。

- ① 家庭系ごみ等処理規模 327t/日(不燃性残渣の処理分含む)
- ② 災害廃棄物処理規模 34t/日(東海地震発生時の災害廃棄物を想定)
- ◎ 焼却施設処理規模(①+②) 361t/日

◆粗大ごみ処理施設

新ごみ焼却施設の施設規模は、以下に示すように、20t/日を想定している。

- ◎ 粗大ごみ処理施設規模 20t/日

<p>4・搬入車両台数の見込み</p> <p>3組合における令和元年度の搬入実績に変化が生じないと仮定した場合の1日あたりの焼却施設平均搬入台数（可燃ごみのみ）は、以下のとおりとなる。</p> <p>◆1日平均＝260台</p> <p>◆1時間平均＝44台（1時間平均は施設への搬入時間を6時間として算出）</p> <p>※1台当たりの搬入作業時間は8,2分であり、搬入作業が滞れば車両の渋滞等が発生する可能性があるため、今後、搬入台数の平準化について検討する必要がある。</p>
<p>5・周辺環境への配慮事項</p> <p>建設予定地周辺の環境への配慮事項は、以下の内容に留意して検討することとする。</p> <p>◆敷地内における緑地部分を十分に確保すること</p> <p>◆周辺環境との調和や敷地外との遮蔽を図るため、敷地境界における高木等を植栽すること</p> <p>◆景観に配慮した煙突の配置位置を設定すること</p> <p>◆騒音・振動・排ガスなどの公害防止を十分に配慮した施設配置、煙突の高さ等を設定すること</p> <p>◆悪臭の漏洩を防止する最適な脱臭システムを導入すること</p>
<p>6・災害・事故対策</p> <p>新ごみ処理施設整備における災害・事故対策案は以下のとおりとなる。</p> <p>① 災害対策</p> <p>◆地震対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、火力発電所の耐震設計指針等の関係法令に準拠し、十分な耐震設計基準を満たしたものとし、地震に強い設備とする。 ・地震発生時には、プラント設備が緊急かつ安全に自動停止するシステムを導入する。 ・電気、燃料、水及び薬品の供給停止に備え、常用・非常用発電機や各設備の復旧後の運転に必要な容量を確保する。 <p>◆洪水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水による浸水対策として、電気室・中央制御室、発電機室・非常用発電機室等の重要機器類を2階以上（浸水水位以上）に配置するとともに、重要な扉には水密性の高い扉（防水扉）を採用する。 ・施設浸水時にごみピットへの水の侵入を防止するため、ごみの受入室（プラットホーム）を2階以上（浸水水位以上）に配置する。また、灰ピット天端についても2階以上（浸水水位以上）に配置する。 <p>② 事故対策</p> <p>◆火災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に準拠し、施設内の各所に火災報知機や消火栓を設け、火災発生時にも迅速な初期対応ができる設備とする。 ・ごみピット火災に対しては、火災検知器と放水銃による確実な初期消火ができるよう計画する。 <p>◆爆発対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量棟、プラットホーム、ごみピットでの目視確認や展開検査、並びにカメラによる監視等を実施する。 ・可燃性ガスが発生する場所には、ガスが充満しないように排気装置を設置する。
<p>7・概要事業費</p> <p>新ごみ処理施設の概算事業費は、以下に示すとおりとなる。</p> <p>◆建設費</p> <p>①361t/日(施設規模)×74,000千円/t/日(建設単価)÷88%(落札率)×111%(物価変動)＝約337億円</p> <p>◆維持管理費（1年間）</p> <p>②361t/日(施設規模)×25,000千円/t/日(維持管理単価)÷87%(落札率)×115%(物価変動)＝約12億円</p> <p>◆新ごみ処理施設の概算事業費</p> <p>①約337億円＋②約239億円(20年間)＝約576億円</p>

2. 考察（これらの取り組みを韮崎市にどう活かせるか）

令和13年度までに中央市浅利地区に建設、供用開始が予定されている「新ごみ処理施設」について、本市としても引き続き動向に注視し、今後も調査・研究を行っていく。



※写真等がある場合は添付すること